

募 集

平成18年度在職者訓練(第二種電気工事士技能試験講習)

内 容 第二種電気工事士技能試験に関すること
受講者 在職者で電気関係に興味のある方(第二種電気工事士技能試験受講者等)
定 員 20名
日 時 7月8日(土)13時～17時
 7月9日(日)8時30分～17時30分
費 用 受講料・材料費2,670円(テキストは各自購入)

申込先および受講場所

宇和島市柿原神の前1712
 県立宇和島高等技術専門校
 TEL22-3410
 FAX23-6550
締切日 6月30日(当日必着)

催 し

平成18年度巡回教育相談(宇和島管内)

対象者 障害のある幼児児童生徒およびその保護者、保育関係者、教育関係者
期日および場所
 6月22日(木)宇和島市総合福祉センター
 6月23日(金)御荘文化センター
申込先 鬼北町教育委員会

平成18年度思春期の子を持つ親の集い・個別相談・思春期クリニック

宇和島保健所では、思春期の子どもの悩みを持つ保護者を対象に、お互いの悩みを共有し学びあえる「親の集い」、カウンセラーによる「思春期相談」、精神科医による「思春期クリニック」を実施します。

〈思春期の子を持つ親の集い〉

日程および時間
〇偶数月
 平成18年6月8日、8月10日、10月12日、12月14日、平成19年2月8日
時間 13時30分～15時30分
〇奇数月
 平成18年5月11日、7月13日、9月14日、11月9日、平成19年1月11日、3月8日
時間 10時～12時

場 所

宇和島保健所 2階
 デイケア室
内 容 思春期に関する親同士の話し合いや情報交換
スタッフ 保健師、産業カウンセラー

〈個別相談〉

日程および時間
 平成18年5月11日、7月13日、9月14日、11月9日、平成19年1月11日、3月8日
時 間 13時30分～15時30分
場 所 宇和島保健所 2階
 デイケア室
内 容 カウンセラーによる個別相談
スタッフ 保健師、産業カウンセラー

〈思春期クリニック〉

実施日 毎月第2水曜日14時

宇和島保健所 2階 カウンセリング室

場 所 宇和島保健所 2階
カウンセラー 精神科医師、保健師
内 容 精神科医師の助言、指導
 ☆いずれも予約制です。希望者は早めにご連絡ください。
連絡先 宇和島保健所健康増進課 難病・母子保健係
 ☎22-5211(内線260)

「女性の権利(女性に対する暴力)110番」電話相談

日 時 6月24日(土)10時～15時
場 所 松山市三番町4丁目8-8 愛媛弁護士会館
内 容 女性に対する暴力を中心にドメスティックバイオレンス・ストーカー・セクシュアル・ハラスメントなどの電話相談に弁護士が応じます(面談も可能)。

相談料

無料
主 催 日本弁護士連合会・愛媛弁護士会
電話番号(代) 089-1941-6266

そ の 他

NTTから古電話帳の回収についてお願い

地球環境・資源保護の立場から古電話帳の回収を推進していますので、リサイクル運動にご協力をお願いします。

回収期間 6月5日(月)～6月23日(金)
回収方法 配達員が新しい電

話帳をお届けに伺いますので、不用となった電話帳がありましたらお渡しください。不在で渡せなかった場合はご連絡をお願いします。改めて回収に伺います。

問合せ先

タウンページセンター
 ☎0120-5061309
営業時間 (平日)9時～20時(土曜、祝日)9時～17時

県の木造住宅に対する助成制度について

愛媛県では、地域材を使用した木造住宅の建設・購入に対し積極的に支援を行っています。住宅建設・購入の際には、ぜひ本制度をご活用ください。

概 要

自らが居住するために、一戸建ての対象住宅を県内で新築・購入される方が、住宅主要部材に50%以上の地域材を利用し、住宅金融公庫または指定金融機関から融資を受ける場合に、最長で5年間の利子補給が受けられる制度です。

申込み

本制度の申込みは、指定金融機関での資金申込みと同時にを行います。

対象となる融資 住宅金融公庫および指定金融機関の融資
対象住宅 ①地域材を主要部材に50%以上使用する木造住宅 ②在来工法または枠組壁工法で建設される木造住宅 ③県内に事務所を有する施工業者により建設される木造住宅 ④住宅部分の床面積が70㎡以上280㎡以下の木造住宅

問合せ先 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課

☎089-941-2779
県・市町共同電子申請システムの運用開始について

24時間365日、いつでもどこでも県民の皆様が行政サービスを便利に、そしてスピーディーに利用できるようにインターネットを使った電子申請の運用を6月から開始します。

今回のシステムでは、「住民票写し等の交付申請」、「職員採用試験申込」、「情報公開(開示請求)」など22手続について、市町への電子申請が可能となります。(実施手続きの種類、時期などは各自治体ごとに異なります。)なお、県の手続に関する電子申請システムは16年3月にスタート済みで、現在、公文書公開請求など約100種類の手続が電子化されています。

※このサービスは愛媛県と県内市町が共同で取り組んでいます。

共同システムトップページ URL
<http://www.e-etime.ig.jp/navigat/mio/>

【問合せ先】愛媛県電子自治体推進協議会事務局

☎089-9121-2228
 鬼北町役場総務課情報係 ☎45-1111 内線296